

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年6月22日（月）午前10時 議場

出席委員（24名）

（委員長）田 村 謙 介	（副委員長）西 川 章 三		
安 達 卓 是	石 橋 佳 枝	伊 藤 ひろえ	稲 田 清
今 城 雅 子	岩 崎 康 朗	遠 藤 通	岡 田 啓 介
岡 村 英 治	奥 岩 浩 基	尾 沢 三 夫	国 頭 靖
土 光 均	戸 田 隆 次	中 田 利 幸	前 原 茂
又 野 史 朗	三 鴨 秀 文	矢 倉 強	安 田 篤
矢田貝 香 織	渡 辺 穰 爾		

欠席委員（1名）

門 脇 一 男

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[財政課] 下関次長 大塚総括主計員

【総合政策部】八幡部長

【市民生活部】朝妻部長

【福祉保健部】景山部長

【経済部】杉村部長

【都市整備部】隠樹部長

【下水道部】矢木部長

【淀江支所】橋井支所長

【教育委員会】浦林教育長 松田事務局長

【水道局】細川局長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐 先灘調整官 安東主任

傍聴者

報道機関 0社 一般 2人

審査事件

議案第63号 専決処分について（令和2年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第1回））

議案第71号 令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第5回）

~~~~~

午前10時00分 開会

○田村委員長 ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

門脇委員から本日の委員会を欠席する旨の連絡がありましたので、報告をいたします。

本日は、当委員会に付託されました議案第63号及び議案第71号の2件について総括質問を行っていただきます。

委員は質問席において、当局は自席にて起立の上、発言をお願いいたします。

初めに、政英会、戸田委員。

〔戸田委員質問席へ〕

**○戸田委員** 改めまして、皆さんおはようございます。政英会の戸田でございます。よろしくをお願いいたします。予算委員会において、私は2点、質問してまいりたいというふうに思います。

まず初めに、鳥取県西部総合事務所新棟・糺町庁舎整備事業等に関わる債務負担行為等について、質問してまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

先般からいろいろと議論をされておる中でございますが、そうした中で、本定例会に予算措置として債務負担行為、約6億6,000万円の措置がなされようとしております。そうした中で、やはり債務負担行為というのは、どういうものなのかということは先般も説明があったんですが、改めて、債務負担行為をするというその方向性、考え方についてまず伺っておきたいと思います。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 西部総合事務所新棟・糺町庁舎の整備についての債務負担行為の考え方についてのお尋ねでございます。本定例会で債務負担行為を設定する理由は、本年7月からPFI事業者の募集を開始するに当たりまして、その契約が高額かつ長期にわたることに鑑みまして、募集前に前もって議会の議決を得ようとするものでございます。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** そういうふうな説明だったんですが、端的に言えば、事業推進に当たって、そういうこの事業の裏づけをきちっと担保したいという考え方でよろしいですか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 委員おっしゃいますとおり、この7月からPFI事業者の募集を開始するに当たり、予算的な裏づけがないということでは、やはり、この契約が高額かつ長期にわたるということに鑑みますと、それはやはりふさわしくない、取るべきではないのではないかとこの考えから、募集前に前もって議会の議決を得ようと考えたものでございます。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** そういう説明だったんですが、今の債務負担行為をする前に、当初予算編成でこの事業がある程度進捗化を図っていくんだと、スケジュール感についても説明がございました。そういうふうな事業の流れを踏まえれば、当初予算編成で措置をすべきではなかったかというふうに考えるんですが、その辺のところはどのようにしんしゃくされておられますか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 当初予算編成の時点でございますけれども、この事業費の概算額というところの最終的な確定というのがまだその時点ではできておりませんでしたので、このたびの6月議会、6月補正ということになった次第でございます。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 事業的に概算見積りが確定できなかったという解釈なのかなという具合に私は思うんですけども、そこで総務部調査課のほうからこういう冊子を議員に配付しておられます。そういう中身を見ますと、この問題についてはまた議論しますけれども、そこで中身を十分に見ていきますと、令和3年の3月には事業者との契約をしていくんだという流れで今当局のほうから示唆されておられます。ということでいけば、今の債務負担行為の議決をして7月にはある程度、そういう事業の推進を図って、プロポーザルでPFI方法を用いて、来年の3月には事業者を確定をした上で、締結をしていくという事務の流れでよろしいですか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 委員のおっしゃるとおりでございます。また先日、副市長のほうからも御答弁させていただきましたが、実際の業者が決まり契約を結ぶという段になりますと、恐らくこれが3月議会になります。契約の議案というのを改めて上程させていただいてお諮りするようになります。その議決をいただいた後に業者と正式に契約という運びになります。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 先般も副市長さんのほうからそういう答弁があったんですが、そのような流れかなと私も認識をしておるんですが、ただこの中で、今の5ページなんですけども、本事業PFI法の第7条に基づく特定事業とするということをきちっと示唆されておるんですけども、特定事業の中で選定結果の公表ということなんです。そこで今の特定事業の選定を行わない部分もありますよということはある程度触れておられるんですけども、そういうような状況が推察できるんでしょうか、その辺のところを伺っておきたい。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 今の特定事業の選定を行わない場合というのが想定できるかというお尋ねでございますけれども、この特定事業として糶町庁舎、PFIで実施するということ特定事業として選定しないという場合は、バリューフォーマネーが見込めないような評価結果となったときは、PFIではない他の手法での整備を考えなくてはならないということになりますので、その際は選定を行わないといったことが可能性としてはあり得るというものでございます。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今の事務に支障が来ず部分が多少あると想定するんですけど、ただ、総務部長がおっしゃったように他の事業の選定のいわゆる事務手法がありますよということ答弁されたんですが、そのような内容が事務想定の中であるんでしょうか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 現在のところ、あらかじめ事業者アンケート等をとったりした過去の実績もございまして、その中ではバリューフォーマネーが出るというふうに思っているところがございますので、先ほど申し上げましたような選定を行わないというようなことは、実際には想定していないものでございます。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この問題について最後にしますけれども、やはりPFIを公募するということなんです。今までの事前設計、そういうふうなものは全く着手されておらないのか、

やはり今回、負担割合で6億6,000万円というような数字が出てきたんですが、平米数からということで、ある程度そういうふうな総合的な観点から基本設計というのは、できておるのかできていないのか、その辺のところをまず伺っておきたいと思います。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからお答えさせていただきます。いわゆる基本設計というものは、今の段階ではできておりません。実はPFIのやり方の特性なんですけども、そこも民間事業者にお願ひすべきもの、ただ、今委員もお触れいただきましたが、あるいは総務部長も御答弁申し上げましたが、いわゆる事業全体のもくろみといひましようか、大まかな概算設計、どれぐらいの需用費がかかるのか、あるいはその根拠として事業者にどういう意向があるのか、といったようなことは、昨年度、一定のコンサルティングも鳥取県のほうで入れて、事業全体の概略設計といひましようか、概略交渉の取りまとめといひしておひまして、それを基に4月の全員協議会等でも御説明いたしましたが、いわゆる実施方針、あるいはそれに基づくバリューフォーマネー、いわゆるPFI事業をやった場合に、一般事業方式よりもコスト的なメリットが期待できる部分といひのを算定しているといひこととごひます。以上です。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私だけの考え方ですけれども、ある程度基本構想があつて、基本構想に基づいて平米単価数に基づいて単価を出してきた。共通仕様に基づいてある程度の単価が出てきたのかなと私は理解しておるんですけれども、そういうふうなところももっと議会にも出せる範囲でよかったかどうか知りませんけれども、その辺のところもある程度説明を私にはしておくべきではないかと思つておひます。やはり6億6,000万円というその値段の裏づけといひのが私はちょっと乏しい、その辺のところはなかなかこれから実施設計に入っていくのに、実施設計である程度詳細に出てくるというふうには、私は理解しておひますけれども、ある程度単価設定の枠組みをするといひるのであれば、それに見合う根拠といひのが必要ではなからうかなと私は思つておるところです。

質問を変えますけれども、今の庁舎問題等特別委員会等でもいろいろ議論があるんですけれども、この糞町事務所を進めるに当たつて、一方、この本庁舎の借地問題について、令和2年度内に解決をある程度図つていきたいといひような旨の方針についての答弁がなされたように思つておひます。そういうふうな中で、市民ともこの間も話しますけれども、片方で本庁舎の借地解消をしていくんだと、片方で糞町事務所を建設していくといひのは、違和感があるといひような御意見もいただいたんですが、そこで今の、ある程度それらの内容を十分に鑑みながら事務を進めておられるといひうに解しますけれども、今、地権者との交渉事については、どのような経過なのか教えていただければありがたいと思ひます。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 本庁舎の借地問題についてでございます。地権者との交渉といひこととごひますけれども、副市長と私とともに、交渉先には出向いておひまして、3月定例会以降は2回、令和元年度から含めると計6回、地権者との交渉を行ったところとごひます。現時点では、真摯にお話は受け止めていただひてはおひます。借地を譲つていただくよう重ねてお願ひをしているところとごひますけれども、そのことについての理解といひ

うのはまだ得られておりませんで、引き続き粘り強く交渉を重ねまして、地権者の方に借地を譲っていただくよう努めていきたいと考えております。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** そういうふうな形で副市長さんが自ら出向かれて、いろいろと地権者の方々と数回にわたって交渉をされておられるということで、それは十分に評価をしていきたいなと思います。ただなかなか難しい面があるのかなと私自身も理解しておるんですけども、その中で先ほどもちょっと触れたんですけど、令和2年度中にこの庁舎の借地を解決していきたい。片方は糶町事務所の建設事務に参画していくんだということの二本立てがほんとに適切なのかなどなのか、というような市民からも意見が寄せられます。今一度、令和2年度末の交渉経過を踏まえて、もう一度その糶町事務所についての検討をすべきだったんじゃないかというような意見があるんですが、いかがでしょうか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 借地の問題と糶町庁舎の推進の整合性というお尋ねだったと思います。仮にこの本庁舎の敷地が取得できましたといたしましても、第2庁舎の耐震改修・長寿命化はコスト的に不合理であるという、要は金額的に非常に高くつくというふうに思っております。また仮に近隣地で土地を求めて建て替えを行う、第2庁舎の部分をです、ということをしよと考えた場合にも、用地的にもコスト高となるようなことから難しいというふうに思っております。第2庁舎をここから10年以上使用するということになると、未耐震状況のまま先送りという問題だけではなく、今度直すときには、相当の改修費が必要となる可能性が大きいというふうに考えております。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この事務の進め方、まず発端というか根拠といいますのは、第2庁舎の老朽化がある。老朽化があるので移転をしていかなきゃならないというのが、一つの大きな考え方なんですけど、そこで話が出てきたのが、この本庁舎の借地問題を解消していくんだという形だったと思います。私は本庁舎の借地問題の解消については、ものすごく大賛成なんですけれども、これはやっていかなきゃならない大きな内容であろうと思います。しかしながら、地権者の方がおられますので、端的には物は申せませんが、そこで両方同じ事業をやるに当たって、今一度待てなかったのか、というように私自身も考えるわけですね。そのところを十分に精査されたかということ私には言っておるんです。その辺の内容をちょっと伺っておきたいと思っております。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほど総務部長のほうからも御答弁申し上げましたし、今戸田委員のほうからも御指摘いただきましたが、実はこの部分は非常に大きなポイントであります。重ねての答弁になって恐縮ですが、簡単に申し上げますと、第2庁舎の耐震の問題、これは非常に大きな問題であります。これをいかに速やかに解決するかということが一つ。それからこれも繰り返し議場でも御説明申し上げておりますが、本庁舎がおおむね39年、40年、建築からたっております。以前も御説明申し上げましたが、将来にわたって長らく使っていくためには、そろそろいわゆる長寿命化改修、建物自体は昭和57年の耐震基準をクリアしておりまして耐震問題はございませんが、設備あるいは外壁も含めた様々な部分の劣化は当然進んでおりますので、大体、標準的にいいますと45年前後で、長寿命化の

工事をすれば、まだまだ30年、40年と使っていくことができる。こういう建物になります。一方第2庁舎は耐震がないということに加えて、もう既に47年くらいたっていると思いますが、50年が迫ろうとしておりまして、相当もう劣化が進んでしまっているわけでありまして、それに耐震改修を加え、かつ、長寿命化工事をやるとなるとですね、詳しい設計はまだしておりませんので、はっきりとした金額は申し上げられませんが、坪単でざっと10億はかかるだろうと、10億以上はかかるというふうに我々は考えております。そしてその後何年使えるかという、耐震がある本庁舎を延命した場合と違って、これもやってみなきゃわからないということもありますけども、20年とか、25年が限界じゃないかということになります。実は我々が一番頭を悩ました問題の一つは、ほかに頭の痛い問題はあるんですけども、ここでありまして、本庁舎を取得してここをずっと使わしていただくということをぜひこれを目指したいと思っておりますが、それをやったとしても実は第2庁舎の問題というのは解決しません。以前、戸田委員からも例えば、この本庁舎の駐車場に建ててはどうかというような御提案もいただいたことがありますし、その際に御説明申し上げましたが、それも一つのアイデアであると思っておりますが、ではその間の本庁舎の駐車場、今でも非常に手狭で、市民の皆様方に御不便をかける日が多くございます。この駐車場機能をどうやって建築期間、どこに確保をするのかと、こういった問題が出てまいりますし、何よりもそういった場合、現在第2庁舎も実は借地でありまして、この借地の解消というのをやりようによっては、し損なうというようなことも考えられるということを経験して、本庁舎はコストパフォーマンスを考えれば、ここをそのまま使っていくというのが一番いいと、でも第2庁舎については、やはりこの機会に別の整備を考えるほうが合理的であろうという、そのタイミングで鳥取県の西部総合事務所の新棟建築という話をお聞きしましたので、これに併せて、整備することで建築コストもかなり安く抑えることができるということ、こういったことを勘案し今回の御提案に至っていることは御理解いただきたいと思っております。以上です。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 丁寧に副市長から答弁をいただいて、私自身も考えてみますに、やっぱり先行的にその事業を進めていかないけん場面に来ておるのかなというふうに私も理解しておるんですよ。ただ、一方、その中で借地問題は大きな問題ですから、そこをどのように整理していくのかということの一つの大きなテーマもあるんですけども、先ほど来から言っていますように、二つの動線が走っていくということに、市民に理解が得られるのかどうかというのを私自身も危惧しているところですので、その辺のところを今、副市長が答弁された内容を十分に市民にわかりやすく理解を求めていくのが、一つの私やちに求められておるのかなと私は思っております。それで今、糺町事務所について、ある程度冊子も今回出てきたんですけども、改めて見てみますに、やはり市民の方からの立場で考えれば、交通アクセスとか、そういうふうな部分もいかに整備されておらんのか、先般の特別委員会等でも質疑があったんですけども、そういうふうな調査はされておらないというような答弁だったんですけど、私はそうじゃなくて、やはり糺町事務所を開設するに当たっては、住民サービスを低下させないんだと、やはり今以上の住民サービスの向上を図っていくんだという観点は、私は持つておかなきゃならないというふうに思っております。そういうふうな観点を踏まえれば、交通体系を調査した上で不備があれば、やはり、だん

だんバスとか、そういうふうな交通体系を見直して、住民に対しての交通の便の拡充を図っていくんだという、私は求められていくというふうに思いますが、その点はどのように考えておられますか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 糺町庁舎の交通アクセスについてでございます。糺町庁舎の建設を予定しております鳥取県西部総合事務所敷地の最寄りのバス停でございます、西部総合事務所前、及び糺町と米子駅や市役所を結ぶ平日のダイヤは、上りが22便、下りが23便という状況でございます。また、米子駅からの距離といいますのも、この本庁舎とほぼ同等程度ということでございまして、現に鳥取県が事務所をそこに設置しておられるということから考えましても、利用者の皆様にとっては大きな不便はないのではないのかなというふうに考えているところでございます。糺町庁舎の供用開始予定に向けましては、近隣自治会向けの説明会等を予定しておりますが、併せまして、広報よなごや市の広告媒体等を活用いたしまして、交通アクセス等も含めた周知に努めてまいりたいと考えております。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 交通アクセスの拡充を図っていくんだということは理解するんですけど、例えば、先ほどあったんですけど、だんだんバスをそういう運行ルートをもう変更をかけて、住民サービスの利益の向上に供与していくんだという考え方はお持ちなんですか。先ほど答弁がありましたか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 交通アクセスについての重ねてのお尋ねでございます。先ほど申し上げましたバスの平日のダイヤは、だんだんバスではないところで、上りは22便、下りが23便という状況でございます。また、米子駅から近いという立地条件にございまして、利用者の皆様にとって大きな不便はないのではないのかなというふうに今考えております。実際に庁舎を供用開始してからどういった問題が出てくるのかというのはあるのかもしれませんが、現在のところは、この供用開始に向けまして、しっかりと広告媒体を活用したりしながら、周知を図っていききたいというふうに考えております。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 市民の方々からは、この糺町事務所についても結構関心があられます。私のところにも数人来られました。どのような様態なのか。どのような事務スケジュールなのか。一番言われるのは、交通アクセスの問題、交通弱者の方がおられるんです。そういうふうなところもきちっと拡充していかないといけないと思うんです。質問からちょっとそれますが、先般もいろんな、持続化交付金とかいろんなものが出ておる。それを議員さん、やっぱり私やちはパソコンができませんけん分かんなんですが、というような意見をいただいた。ですぐ、総合政策部にそういうふうな情報をリークしたんですけれども、その辺のところ、私やちの視点ではなくて交通弱者のそういう視点で物事を考えて行政をつかさどっていただければというふうに思っております。それが一番の大切なことだと私は思うんですよ。私が想定してましたのは、だんだんバス等もそこに投入されて利便性の向上を図っていくんだというのも十分に検討を今後していただきたいというふうに私は思っております。副市長さんどうですか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、総務部長のほうから御答弁申し上げました。結論は、実はたび重ねて御答弁申し上げておりますけれども、公共交通体系の見直しというのをしております。だんだんバスについても、様々な地域で御要望がありますし、現在のだんだんバス自体も非常にループで回っておりますけど、ループが大きくて1時間もかかるものですから、何とかは反対回りをつくってもらえないか、あるいはもう少しループにしてもらえないかという御希望もありました。こういったようなものを総合政策部の交通政策課のほうで検討を始めております。結論はそういった中で西部総合事務所新棟へのアクセスというものも検討はしていきたいと思えます。ただ、今、総務部長が申し上げましたのは、改めて、実は御質問以前に西川委員から御質問をいただいたように記憶しておりますが、そのときには準備があまり十分にできてませんで、きちんとしたバスの便数等を確認できておりませんでした。改めてバスの便数等を拾ってみますと、西部総合事務所の真ん前といたしましよるか、前にある西部総合事務所前というバス停がありますが、ここに20便を超えるバスが運行されている。もう一つちょっと離れますけれど、181号線の糞町というバス停がありまして、ここは30便を超えるバスが、一部今の便数とダブっている部分がありますので、単純に足して50という話ではないんですけれども、平日34便くらいバスが止まるということがありまして、実は米子市でもバスの便としてはかなり密度が高い場所だと考えております。だから十分だということをお願いするつもりはなくて、公共交通機関というのは実は、ほかの公共交通機関同士を結ぶという使命もあります。米子駅を起点に考えていますけども、米子駅との接続だけでなく、ほかのところとの接続ということもございまして、これは米子市の総合交通体系を考える中で、しっかり検討してまいりたいと思えます。以上です。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私の近所の方でも、バスを利用しておる方が結構おられます。やはりバスを利用して米子駅に出たり、いろんなことをしておられるんですが、そういうふうな方々のことを考えれば、市役所に行けばある程度用事が済むと、公的な用事は済むというような理解も持っておられるんです。そこに例えば分庁舎になったときに、分庁舎の良さと分庁舎の悪いところは、十分に検討されておられるんでしょうけども、やはり、住民サービスの向上、住民サービスという観点からいけば、今の分庁舎をやったときに、実際にどうなのかということは十分に当局は改めて検討すべきだというふうに思えます。その辺のところを求めておきたいというふうに思えます。

次に、米子市駐車場事業特別会計補正予算について、伺っていききたいと思います。本事業については、私も3回くらい質問させていただいたんですけれども、繰上充用の予算対応がずっと措置されておられます。そうした中で、基本的にある程度繰上充用の事務体系については、このままでいいんでしょうかどうなのか。その辺のところを当局に伺っておきたいと思えます。

**○田村委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** 繰上充用についての御質問でございますが、御存じのように駐車場事業特別会計につきましては、現在で、5億4,000万円ほどの過去からの累積した赤字額、この残額があります。それを繰上充用で対応しておるところでございますけども、赤字解消のために一般会計からの繰り入れ等を例えば行った場合につきましては、財源等



が一般財源でありますことから、ほかの事業への影響も非常に懸念されるところでございまして、そうしたことも慎重に判断しながらすべきであるという具合にも考えております。また現状で、駐車場事業におきましては、令和元年度の単年度では、消火施設の緊急修繕のために一時的に赤字になっておりますけれども、平成28年から30年度までにつきましては、建設時の起債の償還が終了しておりますして、黒字で推移しているところでございます。これを考えますと、赤字は少しずつではございますが、減少していくと考えております。引き続き単年度収支の黒字化を図りつつ、累積赤字の解消に向けた道筋を検討していきたいという具合に考えておるところでございまして。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 赤字がある程度少しずつ少なくなりましたというような答弁なんですが、しかしながら、この繰上充用というのは、私が議員になってからずっと伺っています。伺いますけど、繰上充用は今まで何十年間やられたのか、これから予算のそういうふうな体系を考えたときに、繰上充用という手法は何十年やらないいけないんですか。そこをまず伺っておきたい。

**○田村委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** 過去の繰上充用につきましてでございますけれども、平成12年から繰上充用を始めておまして、令和2年度を入れますと過去21年間続けております。今後でございますけれども、これは3月の都市経済委員会のほうで報告しました収支のシミュレーションによるところでございまして、令和3年度から考えますと最大で令和30年度ということで、今後最大でございますけれども、28年間は続くのではないかという具合に考えております。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 伺ったように21年、20年だったかなと私思っておったんですけど、これから28年間も繰上充用をしていくんだと、この予算の対応については、私はどうなのかといういろいろな文献を調べてみました。確かに、繰上充用というのはあるのかな。そのところが50年間もこの予算を繰上充用をずっと適用して、これを事務でつかさどっていくというのはいかがなものかなと私思っておるんです。どっかでけりをつけて、きちっと繰上充用を回避するような手法を私は取るべきだと思うんです。副市長さんどうですか。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 駐車場特別会計の問題につきましては、戸田委員をはじめ、幾度となく御指摘をいただいております。これはかねてより私も含め、部長も含め、この問題についてしっかり向かい合いたいということを御答弁申し上げてきた経過がございます。実はお約束していたのは、いわゆる機械設備の撤去、これが令和元年度に工事が終わりました暁に、一定の黒字化がさらに伸びるだろうと、その収支の状況を見て、規模感等を考えたいということをお答弁申し上げておりました。ということで、先ほど部長も触れましたが、本年3月議会の委員会において、その状況を御報告したところであります。ただその際にも御報告申し上げたんですけど、実は8月に工事が終わりました、順調に黒字といたしましうか、平面化して非常に止めやすくなりましたので、明るい感じにもなりましたし、お客さんに好評で、収支が非常に良好に推移してたんですけども、12月だったと思っておりますが、消火剤の噴出事故というのがありまして、約2か月弱ほど駐車場を止めざるを得な

ったということがありまして、その年間を通じた収支の状況というのを十分把握できておりません。ということで、ただそうは言っても再開後の収支の状況は飛び飛びではありませんけども、把握ができましたので、ひとまず今の状況でいくとこんな感じでしょうかということを3月に御報告をさせていただいたのを部長が答弁申し上げたわけでありまして。我々としては、もうしばらく本年度の状況もしっかり踏まえさせていただいて、今年度、ある程度データをさらに整備して、この問題を将来に向かってどう整理するのか、と思っております。改めて申し上げるまでもありませんが、この駐車場の問題、特に駅前、駅地下駐車場の問題については、その立地の特性からいわゆる公共性が非常に強いと、つまり、全てを駐車料金で賄うことが非常に難しい、一方、建設とか整備のコストが非常に高かったということがあります。ただ、あの場所に一定規模の地下駐車場が必要だということの当時の判断で造ったものであります。普通に考えると、黒字化を目指して料金を上げていくということをやると近隣の駐車場とのバランスが崩れて利用者がなくなってしまうということが起きてしまいます。ということは、結局、その公共性に着目して一定程度のものを一般財源で補填せざるを得ないということで、現在でも実は御案内のとおり、整備に係る過去ですけど、起債の8割を一般財源から実は補填しているということがあります。そのバランスの多分問題だろうと思っていまして、そのバランスをさらにもう少し引き上げることで、いわゆる黒字化の完了、つまり累積赤字の解消を早めるということをご希望したいと思います。以上です。

**○田村委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も最終的にはそういうふうを受けたかたんですけども、やはり繰上充用がずうっと常態化して、それを回避していくには値上げしかないという、それが市民に受け入れられるかどうかということが大きな問題でしょうけど、ただ、御存じのとおり、立駐があって立駐を撤去して赤字化から黒字化へ転換を図ってきたということは十分に理解しています。しかしながら、この5億4,000万という、いわゆる赤字というのはそれをずうっと20年間も繰上充用をしてきて、また、シミュレーションをすれば今の30年間もそれだけ要するということになれば、私はいかがなものかなと思っております。やはりそこでどっかでめどをつけて予算対応というのは、どっかでけじめをつけた、今副市長さんがおっしゃるようないろんな多角的な見地から、ただすべきだと私は思っております。これが50年間もこれを繰上充用していくということになれば、私はちょっと皆さん方に理解していただけないんじゃないかなと思うんですけども、繰上充用というのは、先食いなわけですから、その辺のところを十分に考えていかないと、5億4,000万も、逆に言えば、違った観点での市民のために供する予算財源になるかもしれませんし、その辺のところも十分に考えていただいて、今後の事務を対応していただければというふうに思います。以上で質問を終わります。

**○田村委員長** 次に、一院クラブ、遠藤委員。

〔遠藤委員質問席へ〕

**○遠藤委員** 議案第71号の債務負担行為の補正について、質問いたします。マスクを取りますけど、最初に、県と市の新棟整備に係る基本合意書、知事の県議会での発言について、改めて確認をさせていただきたいと思うんですけども、先般の4月16日の全員協議会で県のほうからの説明では、知事は、新棟建設は県と市がそれぞれが建設するものだと

いうことを県議会で説明されたというふうに説明があったわけですが、これは市長も同じ認識ですか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 新棟建設についてのお尋ねでございます。縣市それぞれの建設ということについてでございますが、この鳥取県西部総合事務所新棟及び米子市役所糶町庁舎は、県と市がそれぞれ建設するものでありまして、市長も同じ認識でございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 言葉の解釈の問題なのか、本質的なものの考え方なのかちょっと分からないですけど、協定書で見ると、一方の共同施設を共同で整備をする、つまり一緒に整備をするという表現になっていると思うんですね。ところが今言われたのは、縣市がそれぞれにということを使っちゃうと、個々に建設をするというふうな言葉に置き換えられるわけですが、それでよろしいですか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 基本合意書でございますけれども、こちらは西部総合事務所の新棟整備に向けました事業者募集の準備を行うため、共同での整備方針、整備手法、相互に入居する具体の部局及び費用負担の考え方などの基本的事項について、合意した内容を書面で取り交わした覚書でございますが、一つの建物でございますので、縣市がそれぞれ建てるとしまして、そこには必要となる基本的な事項というものがございます。それを取り交わしたものであるというふうに理解しております。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私が聞いておるのは、共同で建てるというのは、それぞれということになっちゃうと個々に建てるという言葉に置き換えられますけれども、それでいいですかということをお返事がないようですから次に行きますが、委員会でやりませう。次は、事業費の市の負担額についてお尋ねいたします。当初の説明では、新棟全体の整備費は22億7,000万円と説明されてきました。そのうち、米子市の負担額は7.8億円。面積割が786平方メートル、こういうふうになっておるんですが、今回の補正の説明では、市の負担額が6億6,063万円、それから面積割が786平方メートル、つまり事業費と面積割が縮減になっておりますけれども、これの理由についてお尋ねします。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 事業費が当初の説明の金額から減額になっているということについての御説明をさせていただきます。当初は概算で本市の負担額というのを示しておりましたが、検討を進める中でより具体的な条件設定が可能となりまして、整備の内容や規模等を精査できたことで、本市の負担額が減額となったものでございます。例えば、期間につきましても、一番最初御説明していたときは、7.8億円というのを御説明していたときは、15年から20年というふうにしていたものが、現在は10年でありますし、面積につきましても当初は全体4,000平米の中の本市の面積割、786平米であったものが、現在精査の結果、全体面積3,600平米のうちの786平米といったふうに、実際に具体の数字で変わってきたものでございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** もう一つ伺いますけれども、新棟全体の整備費、当初の説明書では22億7,

000万円と説明されてあります。今回の債務負担行為の設定資料では、22億9,955万円、2,955万円増額になっていますが、この理由は何ですか。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 当初の数字は概算でお示ししたものでございまして、具体的にその相差がいくらだということは、ちょっと今こちらで、手持ちで持っておりませんので、帰って精査してみたいと思いますが、答えられる中身があるかどうかも含めて精査してみたいと思います。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 委員会の中で改めて説明を求めたいと思いますけども、今の前段の説明ではいろいろ精査した結果、市の負担額も少なくなった。面積も少し縮小したと、こういう説明があったと思うんですけども、金額は2,955万円増えているんですね。少し理解が分かりませんので、改めて資料提出を求めておきます。

それから維持管理業務期間、この問題について伺っておきたいと思いますが、当初の段階の説明では、20年から25年とされていたと思っています。ところが今回の補正の段階では、令和5年から令和14年の10年間に変更すると、こういうふうになっておりますが、この理由について伺っておきたいと思います。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** PFI事業期間の変更についてでございます。事業期間が長期化することで事業者のリスクが増加することを考慮いたしまして、地元事業者をはじめとするより多くの事業者が参画しやすい条件を設定する観点から、最終的な事業期間を当初より短く設定したものでございます。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり今の説明の中にあっただのは、専門用語で分からないですけど、WTOという資料の説明がありますけども、その制約を受けることによって、県内の業者が参加できない、したがって、22億9,000万円以下に設計しなきゃならない、こういうWTOの制約がある。こういうことが背景にあるというふうに考えてもよろしいですか。

○**田村委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** その要因もあります。今、委員が御指摘いただきましたが、WTOのいわゆる国際調達のルールというのがございまして、これは世界で条約を結んでやっております。建設工事等につきましては、一定の額、確か23億円だったと思いますが、を超えますと、いわゆる国際調達にかけなければならない、国際調達というのは、一切の参入のその条件をつけてはならないということになります。もちろんその分だけ諸外国からの応募も含め事業者の参画の機会は増えるわけではありますが、一方で、いわゆる我々がこれもしっかり目を向けなければならない県内企業の受注の機会がその分だけ減るということになります。その辺を総合勘案し、かつ、先ほど総務部長も御答弁申し上げましたが、事業期間が長期化することでの業者の負担といったことも考慮いたしまして、現在の10年というものに設定したというふうに承知しております。以上です。

○**田村委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** この令和14年で最初の業務期間が、契約が終わるわけですか。そうすると、令和15年以降というのは、いつ頃までを目指した中でこの契約をどのようにされていく

のかということの説明いただきたいと思います。そのときの事業費というのは、どういう形で見込まれていくのかということも伺っておきたい。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 令和15年度以降の維持管理業務やその財政負担の見込みについてのお尋ねでございました。令和15年度以降の維持管理業務につきましてですが、PFIの期間、令和14年度末でございしますが、その終了後の維持管理業務は競争入札を実施し、その時点での最適な方法によりまして、改めて維持管理の委託等を行うこととなります。なお、PFI事業者との契約には、事業者が希望する場合、契約期間の延長を申し出ることができる規定を設けておりますが、その場合であっても、県と市で協議しその時点での最適な方法を選択することとなるものでございます。また、15年度以降の負担の見込みでございしますが、PFI期間終了後の維持管理業務に係る財政負担額は現時点では具体的な積算はしていないもののPFI事業でかかる維持管理業務の経費とほぼ同程度の額を見込んでおられるところでございます。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 うがった見方をすると、結果的に14年度でこの事業は終わるわけじゃなくて、15年以降もずっと事業が続いていくということの中で、あえて14年度に区切ってしまった。そのことは県内業者に発注しなきゃならない。その参加させる当然要件もつくんなきゃいけない、こういうことが働いていると考えると、ある意味では便宜供与、こういうような疑念も生じるのでないかなと、私は思っています。もう一つ伺いますけれども、PFI手法の業務委託による財政効果、これについて伺っておきたいと思うんですが、公共工事とPFI手法との費用対効果、これは検討されておるのですか、おられたらその数字を示してもらいたいですが。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 従来手法そしてPFI手法による比較ということについてでございます。この鳥取県西部総合事務所既存棟の改修、旧建物の除去、鳥取県西部総合事務所新棟・糺町庁舎整備等を含むPFI事業全体の費用低減効果、バリューフォーマナーでございますが、導入可能性調査時点で約5パーセントの想定となっております。今回の県市で債務負担行為をお願いしている事業の規模・内容により試算するバリューフォーマナーは、7月に予定しております評価結果の公表の際にお示しすることとしておりますが、導入可能性調査時点の約5パーセントを上回る数値となるものと考えているところでございます。

○田村委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 もう一つ伺った中身として、例えば公共事業の平米単価、これは45万円、こういうのが算出されているんですよね。そういう形を見たときに、PFI手法の場合の工事単価、というのはどういう見積りになっていくのだろうか。つまり、ここところが公共でやる場合とPFIによって差がありますよ、だから安くなりますよ、という理由が見えるようなものがあるかどうかということも伺っておきます。

○田村委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 PFI事業で本市が負担する糺町庁舎の今、イニシャルコストの部分ですね、糺町庁舎のイニシャルコストの部分は約5億3,000万円でございます。これに対しまして、本市が従来の方法で単独整備する場合、事務室以外の床面積も含めて、最低で

も延べ床面積は1,650平米程度必要となりますことから、これに本市の新築整備の標準単価でございます1平方メートル当たり45万円という単価を乗じた整備費が7億4,000万円程度となりまして、その差額はPFIのほうが約5億3,000万、単独整備が7億4,000万でございますので、差額は約2億円程度となるものと試算しております。

**○田村委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それから最初の質問のときに、削減効果が5パーセントということをおっしゃったと思うんですけども、県のサウディング調査の結果を見ると、縮減効果ができますかという問いに対して、できませんという業者の回答が3社あります。5パーセントの削減ができますかという問いに対しては6社があります。10パーセント以上はありませんという回答が出ているんですけども、実際、今、5パーセントといわれた状況というのは、これらの状況から見たときに、5パーセントになるという判断に至るのかどうなのか、これについて伺っておきたいと思います。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 以前にお示した数値の中で、バリューフォーマネーが5パーセント程度は出るという資料をお示したというふうに思っておりますが、今実際に7月に、評価結果の公表というのを予定しております、今、アドバイザリー契約を結んでおりますので、その中で出てくるバリューフォーマネーにつきましては、この5パーセントを少し上回る数値となるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

**○田村委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そういう検討が見えるということは、6社が回答している中でこの事業を請ける人がおるとということにもなるんじゃないかなというふうに推測はできます。

次に、質問いたしますけども、事業目的と行政効果についてお尋ねしておきたいと思えます。これは一般質問でも何回かやりましたけど、具体的な説明に至っておりませんし、私も具体的な項目を挙げておりませんでしたから、十分な説明ができなかったかと思いますが、今回の説明資料の中では、6項目、今までの説明資料の中で6項目、縣市連携による効果というのを挙げられておりまして、1つは、公営住宅の情報提供や入居相談等の共同実施。2つ目には、住民からの環境改善要望への柔軟な対応。3つ目は、将来におけるインフラ投資の効率化。4つ目が、災害時や除雪における機動性の確保。5つ目が、個人及び法人向けの総合的な税務相談窓口の設置。6つ目が、収納スキル向上のための合同研修会開催、こうなっておりますけども、これの具体的な事務というのは、どういう形になるんですか。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 新棟におけます事務の検討ということについてでございますが、縣市で検討を始めております、検討協議会という中で協議を始めております。縣市の関係部局から連携の可能性を検討すべき業務として30以上の業務がリストアップされておまして、今後は各部会に分かれて個々の業務について検討を進めていくことになるものでございます。今後の検討の経過等につきましては、機会を捉えまして、議会の皆様に御報告させていただきたいと考えているところでございます。

**○田村委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は新棟を造られてこういう連携候補があります。だから新棟を造ります。こういうシナリオでおくという説明では少し納得できません。具体的な本当に行政効果というのは、こういう今言った6項目、こういう形のものがあります、今はそれがこういう形の中で見えませんと、こういう説明があつてしかるべきじゃないかと思います。これは委員会で改めて質問しますので、資料提供を求めておきます。今のような説明の状況を見ると、新棟を造っていかなきゃいけない緊急性なり、必然性、そういうものが事務の現状の中において存在していないじゃないかと、特に、県税事務所を本庁舎に入れるということ自体、緊急性がないと、この間の一般質問でおっしゃいましたけども、そういうことも考えると、しかしこれは事業の見直しを含めて検討されるべきじゃないかと思います。併せてお聞きいたしますけど、もう一つの資料の中に、これは3月19日の説明資料でありますけども、業務の相互補完とありますけど、これは具体的にどういうことなんでしょうか。それからもう一つは、今回の資料説明の中に、行政機能の一体化とありますけども、これはどのような事務の形態をなすものか説明を求めます。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 業務の相互補完の検討ということについてでございますが、県市が新棟の共同整備の方向性として合意したその方向性の一つといたしまして、同種業務部局の近接配置に伴う利用者のサービス向上、業務の相互補完の検討というのがございまして、県市の同種業務部局の近接配置により業務について互いに補い合うようなことができないかを検討するというところでございます。その具体的な内容等につきましては、現在県市担当において検討しているところでございます。また、県と市の行政機能を一体化するというところについてでございますが、こちらは、市都市整備部を西部総合事務所内に移転させまして、鳥取県の類似部局を同一棟内に配置することを県と市の行政機能の一体化という言葉で表現したものでございます。

**○田村委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は新棟を建てて、庁舎を建てて、そしてこう今言われたような説明というのがなぜ必要なのかなと、説明の中身を実際に、新棟がそれによって必要なのか、必要性を感じません。最後にお聞きいたしますけども、市負担の事業費の財源問題を伺っておきたいと思うんですが、事業費の起債部分については、一括払いするとありますけども、起債元金とその利息の総額、それから利率についてはどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 起債対象となる整備といたしましては、適債性のある工事等でございますが、事業費3億2,000万円の充当率75パーセントで、2億4,000万円の起債をしようというふうに考えております。利率が0.8パーセント、償還期間・方法は元金均等で3年据置の20年償還ということで想定しておりまして、この借り方をいたしますと、元金が年間約1,410万円、利息が20年間の総額で2,260万円となるところでございます。

**○田村委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 利率が0.8パーセントというのは、これは庁舎を建てる場合の起債をする充当する起債の制限によってこうなるということですか。今までの説明を受け取った建設

関係だったか、15年物で0.05ということを知ったことでもありますけれども、それというものとは起債の充当が違うということですかこれは。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 今のお尋ねのありました起債の種類でございますけれども、遠藤委員のほうからありましたような、いわゆる政府系資金、財政融資資金等であります、そのような起債は金利も非常に低く有利でございますけれども、これを借りられる要件というのがかなり限定的でございます、国庫補助事業の裏に充てるといったようなものが対象となっております。改めて、国のほうにも確認しましたがけれども、庁舎の建設といった場合には、その起債は借りることができません、一般の単独の地方債ということになります。ただ、0.8パーセントになるかどうかというのは、実際借りるときに金融機関に見積り合わせといいますか、といったことをいたしますので、これより下がる場合もあり得るといふふうに思っております。

**○田村委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 縁故債というような話だと思うんですけども、十分交渉していただいてですね、財源の効率化を図ってもらいたいとこういうことを要望して質問を終わります。

**○田村委員長** 以上で総括質問は終わりました。

分科会の審査日程、担当部分につきましては、お手元に配付しております予算決算委員会・分科会審査日程表及び審査担当表のとおりいたします。

次回の本委員会は、6月26日、午前10時から開催いたします。

以上で本日の予算決算委員会を終了いたします。

**午前11時00分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員長 田村謙介